

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)
の翌日

目 次

◇ 告 示

国民健康保険医の登録
土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業計画の変更の認可

保安林の指定の解除予定

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集
鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画
に關しての意見の聴取

告 示

鳥取県告示第七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第一項の規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
樋口 壽一郎	鳥国齒第四二九号	昭和五十七年一月十六日

鳥取県告示第八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第三工区區管ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場及び西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九九号

昭和五十六年十二月二十三日付けで江府町から申請のあつた土地改良（御机地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第一百十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（晩稲地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第一百十一号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（浦安地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十二号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良(才ノ木地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡 東郷町大字川上字平七谷二一七の四(次の図に示す部分に限る。)、二一七の一二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和五十七年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年二月十二日(金)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第三項の規定に基づき、昭和五十七年三月十四日執行予定の鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十七年二月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 選挙区 東伯郡

二 日時 昭和五十七年二月十日（水）午前十一時

三 場所 倉吉市巖城二七九番地

鳥取県中部総合事務所第六会議室